



学校だより NO. 14
令和4年 9月20日
帯広市立広野小学校
文責 校長 新川 和範

Obihiro City Hirono Elementary School

保護者の皆様へ~スクールバスの運用について



スクールバスを利用されている保護者の皆様におかれましては、日頃より、安全運行にご理解、ご協力くださいます。誠にありがとうございます。報道でもご承知のこととは思いますが、最近スクールバスにつきまして、様々な痛ましい事故が発生しています。そのようなことが起こらないよう、引き続き、様々なことを想定しながら児童生徒の安全を守っていきたくと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、先日の学校だよりでもお知らせしました通り、現在、次年度のスクールバス運用に向けて、運行計画の策定に入っております。合わせて、運行規則の確認と自然災害時の対応についても確認しております。以下、お知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

1 スクールバス運行規則について（保護者の皆様に関わるところを抜粋）

スクールバスの運行規則につきましては、以下の通りとなっております。引き続き、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（バスの利用者）

第6条 バスを利用することができる者は、次に定める児童生徒とする。

- (1) 小学校、中学校に在籍する児童生徒のうち、片道通学距離が2km以上の区域に住居を有する児童生徒（帯広市立小中学校の適正配置に関する基本方針による）
- (2) 身体的な理由により通学が困難な者
- (3) 通学路において危険が予想される者
- (4) その他、運行責任者が特に認める児童生徒

※前項の規定にかかわらず、バスの運行に支障がない場合に限り、上記要件を満たさない児童生徒を乗車させることができる。（運行責任者が決定する）

（保護者の配慮事項）

第11条 利用者の保護者は、バスの運行に支障がないよう、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 利用者が長期間の病気欠席等によりバスを利用できない場合は、その旨を学校に届け出ること。
- (2) 利用者が学校を欠席する場合は、自身の一つ前の乗降場を利用する児童生徒の家庭に連絡をし、その旨を運転手に伝えるようにすること。

上記規則につきまして、ご不明な点等ございましたら、お知らせください。

2 自然災害等の非常時のスクールバス運行について

スクールバス運行規則の中に、「前項の規定にかかわらず、バスの運行に支障がない場合に限り、上記要件を満たさない児童生徒を乗車させることができる。（運行責任者が決定する）」という文言が出てまいります。これは平常時の運行ではなく、特別警報発令や避難指示といった災害発生の可能性が高まってきた状態（以下、非常時と記します）の運行を想定しております。今後は、裏面のように整理し対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1) 普段利用されている児童生徒について

下車地点からご自宅まで距離があるお子さんも多いことから、保護者の皆様がバスを下車し帰宅したことをすみやかに確認できる場合に限り、非常時の下校バスの乗車を認めることとします。確認が難しい場合には、学校にてお子さんをお預かりしますので、学校までご連絡いただき、できる限り早いお迎えをお願いいたします。

2) 普段利用されていない児童生徒について

非常時には、普段利用していないお子さんにつきましても、上記の通り、バスを利用することは可能です。バス路線上のご自宅に一番近いところに停車しますので、そこで下車して帰宅することになります。利用の有無については、使い慣れていないことを踏まえ、日頃からお子さんと相談しつつ、慎重にご判断いただきたいと思います。また、安全確保の視点から、バスを利用しない場合には、徒歩での下校は行わず、学校にてお子さんをお預かりしますので、学校までお迎えをお願いします。

3) 非常時の学童開所、登所について

非常時、学童が開所するかどうかは、学童に直接お問い合わせください。学童が開所した場合、当初学童に行く予定だったお子さんは、学童に登所してもらうこととします。登所しない予定だったが変更して登所させる場合には、学童、学校の両方にお知らせください。また、予定していた登所を取りやめる場合にも、同様に両方にご連絡願います。

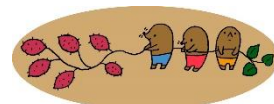
4) 非常時のバスの運行について

道路状況等により、運行の経路を変更したり、運行を取り止めたりする可能性もあります。その場合には、お子さんを学校までお迎えに来ていただくこととなりますので、ご承知おきください。

以上、いずれの場合につきましても、メールや電話等で保護者の皆様と綿密に確認を行いながら対応させていただきますので、ご承知おきください。何かご不明な点等ございましたら、お知らせください。



10月の行事予定



日	曜	学校行事等
1	土	
2	日	
3	月	KTSSA 分掌部会(11月) 食育(高・中・低)
4	火	宿題相互点検
5	水	視力検査 校務運営委員会(11月)
6	木	児童会①
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	スポーツの日
11	火	清掃学習(中)3h
12	水	職員会議 5時間授業日 宿題相互点検 ナウマン号
13	木	児童総会②
14	金	参観日(収穫発表会) KTSSA
15	土	
16	日	

日	曜	学校行事等
17	月	個人懇談日① 5時間授業日
18	火	個人懇談日② 5時間授業日 宿題相互点検 八広の日 ALT
19	水	個人懇談日③ 5時間授業日 給食費納入日
20	木	クラブ⑦
21	金	漢字検定
22	土	生涯学習バス学習
23	日	
24	月	研修日
25	火	宿題相互点検
26	水	
27	木	児童会③
28	金	ALT
29	土	
30	日	
31	月	

※変更がある場合には、改めてお知らせいたします。